

# 和歌山県剣道連盟顕彰状贈呈規程

平成21年4月1日 制定

第 1 条 和剣連会長は次の各号いずれかの資格を有し、かつ生前、和剣連の発展に特に功績があり、会長が必要と認める者で、所属支部長からの申請に基づき、選考のうえ顕彰状を贈呈することができる。  
但し、全剣連から顕彰状を授与された者は除外する。

- ① 教士七段以上の者。
- ② 錬士取得後10年経過した者。
- ③ 本県剣道(居合・杖道)の普及、発展に多大の貢献をした者。

2 所属支部長は、顕彰状贈呈申請書(別紙様式)により和剣連会長あて申請を行うものとする。

(付 則) この規程は平成21年4月1日より施行する。